

No.	状 況		IFRS15における取扱い
①	契約の承認の有無	契約の当事者が契約の変更を承認していない（したがって、契約の変更はまだ存在していない）。	契約の変更が承認されるまで、IFRS15 を既存の契約に引き続き適用する。
②		契約の当事者が契約の範囲の変更を承認したが、それに対応する価格の変更をまだ決定していない。	左記の状況でも契約の変更は存在する可能性がある。 契約の変更から生じる取引価格の変更の見積りを、変動対価の見積り（IFRS15. 50～54）及び変動対価の見積りの制限（IFRS15. 56～58）に関する要求事項に従って行った上で下記③又は④の状況における会計処理を行う。
③	契約の変更が存在している場合	<p>契約の変更が存在しており、以下の両方の要件に該当する。</p> <p>（i）別個のものである約束した財又はサービスの追加により、契約の範囲が拡大する。</p> <p>（ii）契約の価格が、以下のものを反映した対価の金額の分だけ増額される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 追加的に約束した財又はサービスについての企業の独立販売価格 ➤ 当該契約の状況を反映するための当該価格の適切な調整 	契約の変更を <u>独立した契約</u> として会計処理する。
④		契約の変更が存在しているが、上記③で記述した要件には該当しない。	<p>約束した財又はサービスのうち契約変更日現在でまだ移転していないものを、以下のうち該当する方法で会計処理する。</p> <p>（i）残りの財又はサービスが、契約変更日以前に移転した財又はサービスと別個のものである場合：企業は、契約の変更を既存の契約の解約と新契約の創出であるかのように会計処理する。</p> <p>（ii）残りの財又はサービスが別個のものではなく、契約変更日現在で部分的に充足されている単一の履行義務の一部を構成する場合：企業は、契約の変更を既存の契約の一部であるかのように会計処理する（累積的キャッチアップ処理）。</p> <p>（iii）残りの財又はサービスが（i）と（ii）の組み合わせである場合：企業は、契約の変更が変更後の契約の中の未充足（部分的な未充足を含む）の履行義務に与える影響を、（i）と（ii）の組み合わせで会計処理する。</p>